

令和 7 年度 会計年度任用職員（市内小中学校）の登録について

◆会計年度任用職員（市内小中学校）の登録とは、令和 7 年度中に市内小中学校における業務に従事する職員として働くことを希望する方から、登録申請書（履歴書）を提出いただき、登録をしていただくものです。

<登録の有効期間：令和 7 年 4 月 1 日 ～ 令和 8 年 3 月 31 日>

◆令和 7 年度中に任用を必要とする業務について、登録していただいた方の中から、その業務に適格であると認められる方を選考し、ご本人へ連絡いたします。募集人数に限りがありますので、ご登録いただいたとしても、最終的に任用されないことがありますので、あらかじめご了承ください。

◆令和 7 年 4 月からの任用に係る選考結果（任用の有無）については、令和 7 年 1 月中旬頃に通知する予定です。

◆任用予定人数に達しない場合には、受付期間終了後も引き続き登録受付を行いますので、希望される方は管理課へご連絡ください。

会計年度任用職員とは

地方公務員法の改正に伴い、令和 2 年度から新たに制度化された職で、一会計年度（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで）の範囲内で任用され、地方公務員法の適用を受ける、一般職の地方公務員（非常勤職員）です。

期末・勤勉手当支給（一定の要件あり）、各種休暇制度が整備された一方で、地方公務員法に定める、条件付採用や人事評価の対象となり、懲戒処分や服務規律の適用を受けることとなります。

東根市教育委員会管理課 TEL0237-42-1111

学校支援係（内線 3513）・総務係（内線 3515）

令和7年度 会計年度任用職員（市内小中学校）の登録について

1. 受付期間・時間等

受付期間 令和6年11月15日（金）～ 令和6年12月4日（水）【必着】※土・日曜日、祝日を除く

受付時間 午前8時30分～ 午後5時15分

提出先 管理課（市役所4階）

2. 保険・休暇等

一定の要件を満たす場合は、健康保険（共済組合）、厚生年金、雇用保険に加入します。また、就労日数及び任用期間に応じて年次有給休暇、特別休暇（夏季休暇等）を付与します。

3. 手当等

自宅から勤務先までの距離が片道2km以上の場合に通勤費用相当額を支給します。期末・勤勉手当については、原則、任用期間が6カ月以上で、基準日（6月1日、12月1日）に在籍している場合に支給されません。

4. 登録有効期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間

※令和6年度の会計年度任用職員に登録している人も新たに登録が必要となります。

5. 選考

書類選考および面接選考

※面接の日程等は、管理課よりお知らせします。

6. 任用期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

7. 服務規律等

守秘義務・信用失墜行為の禁止・職務専念義務等の服務規律があり、それに違反した場合、懲戒処分 of 適用を受けます。また、人事評価の対象となります。

8. 申込方法

◆登録用紙は管理課に備えてあります。また、市のホームページからダウンロードもできます。

<https://www.city.higashine.yamagata.jp>（行政情報＞組織（課の一覧）＞管理課）

◆写真は、申込前6カ月以内に撮影したもので、本人が判別できるものを添付してください。

9. その他

選考結果（任用の有無）は、令和7年1月中旬頃に通知する予定です。

問合せ先 東根市教育委員会管理課 0237-42-1111
学校支援係 内線 3513 / 総務係 内線 3515